

帯広市宿泊税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 16 日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第32号

帯広市宿泊税条例の一部を改正する条例

帯広市宿泊税条例（令和 7 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。